

一般社団法人日本卵子学会の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本卵子学会（以下「法人」という）の定款第5条及び第26条の規定に基づき、役員及び代議員、幹事等への報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 当法人は、事業である生殖補助医療管理胚培養士・胚培養士の認定審査にかかわる職務(申請書類の審査および筆記試験、口述試験の審査など)、および胚培養士セミナー当日の運営と講演などにかかわる職務の執行の対価として別表1および2に定める額の報酬を支給する。

(附則)

第3条

この規程を改正する場合には、理事会の議決を得なければならない。

別表1 会員の職務の内容	役員、代議員、幹事等への支給額(法令に定めるところにより控除すべき金額を控除後の金額)
1日相当の職務の執行	45,000円
0.5日相当の職務の執行	22,500円
講演の職務の執行	30,000円
議事録作成等(幹事)	5,000円(時給2,500円、2時間想定)

別表2 会員外の職務の内容	本会非会員
講演	50,000～100,000円(職位などにより変動)
短時間講演	30,000～50,000円(職位などにより変動)
指定発言等	10,000円

(平成29年6月3日改正、理事長 河野友宏、財務担当理事 加藤容子、森本義晴)

(令和6年9月改定、理事長 寺田幸弘、財務担当理事 木村直子、立花眞仁)